



写真・資料提供 菱山忠三郎氏

ふるさと散歩 多摩の植物

ヒキオコシ

山やや乾いた日の当たる丘陵や山地、土手などに見られる。茎は四角形で直立し、高さ1メートルぐらいになる。秋深まったころ、枝先や葉のわきに大きな円錐形の花序を出し、淡い紫色の小形の唇形花を多数つける。花冠やつぼみにはこまかい毛がたくさん生え、とくにつぼみには毛が多く、ふわふわしている。

山中で、胃がいれんなど、いわゆる「さしこみ」に苦しんで倒れている人を、旅をしていた弘法大師がこの草の汁を飲ませて治したという伝えがあり、そこでこの名前がついたという。延命草の名もある。胃弱、胃下垂症、食欲不振に民間で使われてきたものだといわれている。



税と経営の情報誌
2019.11 No.468

きずな



《今月の笑顔》 **LIXIL FC マドリエ** 八王子西 株式会社 ミネトーヨー住器 **こやなぎ ゆう 小柳 優さん**

- 法人会の《令和2年度税制改正に関する提言》
「中小企業の活性化に資する税制措置を！」
- タックスコーナー「令和元年分の年末調整における留意事項等」
- 税務問答「法人への遺贈」





中小企業は
地域経済と雇用の担い手！
わが国経済の礎として、
力強い成長を促す税制の確立を！

第36回 法人会全国大会（三重大会）でアピール

公益財団法人全国法人会総連合（全法連）が主催する法人会全国大会が、10月3日、三重県津市の「津市産業・スポーツセンター」で開催され、全国の法人会から約1,700名が参加しました。

伊勢神宮の音羽悟広報課長による記念講演に引き続いての式典には、星野次彦国税庁長官、小原昇名古屋国税局長、鈴木英敬三重県知事をはじめ、多くの来賓が出席。八王子を含む全国各地の法人会の意見を総合し、全法連が取りまとめた「税制改正に関する提言」が発表されました。提言では、財政の健全化に向けた着実な改革を強く求めるとともに、社会保障制度や消費税率引き上げに伴う対応措置のあり方などについて言及。2018年度の税制改正において大きな見直しが行われた事業承継税制についても、さらなる抜本的な対応をとるよう明記されてい

ます。（提言の概要は4～5頁に掲載）

大会は、青年部会の代表による租税教育活動事例の報告があった後、中小企業の地域に果たす役割を強く訴える内容の『大会宣言』を決議して閉幕しました。なお、「税制改正に関する提言」については、今後、その実現に向けた要望活動を当法人会として実施していく予定です。



▲当会からは多田会長（左から二人目）をはじめ、税制委員会を中心に7名が参加しました

法人への遺贈

～ 経理課社員リサ と 顧問税理士サキ先生 の税務問答 ～

税理士 山宅孝道

リサ 最近、相続の話題が多くなっていますが、法人が遺贈によって財産を取得した場合に相続税はかかるのでしょうか。

サキ先生 相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した個人に課税されますので、原則、法人には課税されません。しかし、例外として、持分の定めのない法人に遺贈した場合で遺贈者の親族等の相続税が不当に減少すると認められるときには、法人を個人とみなして相続税が課税されます。

なお、平成30年4月より一定の一般社団法人等の理事が死亡した場合に、相続開始の時ににおけるその一般社団法人等の純資産額の一定の金額を、死亡した理事からその一般社団法人等が遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税されます。

リサ 持分の定めのない法人とは、どのような法人ですか。

サキ先生 定款等又は法令の定めにより、法人の社員、構成員がその法人の出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができない法人又は残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができる旨の定めはあるが、そのような社員等が存在しない法人になります。具体的には、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人等があります。

リサ それでは株式会社が、遺贈によって財産を取得しても税金はかからないのですか。

サキ先生 そのような場合、株式会社には相続税は課税されませんが、個人から無償で財産を譲り受けていますので、受贈益を計上することになり法人税が課税されます。

リサ 次に遺贈者の課税関係について。法人に遺贈した財産が有価証券や土地建物である場合、何か税金はかかりませんか。

サキ先生 法人に遺贈した財産が有価証券や土地建物である場合、遺贈者が譲渡したものとみなされますので譲渡所得として課税されます。

なお、公益法人等に財産を寄附した場合で一定の要件に該当することについて国税庁長官の承認を受けたときは、譲渡所得は課税されません。

リサ ほかに問題になることや注意することはありますか。

サキ先生 法人の株主に対する課税関係に注意が必要です。

例えば、法人に対して不動産の遺贈があった場合、その法人の所有資産が増加するため、株式価額が増加します。株式価額の増加額は、株主が遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象とされます。

■ 筆者紹介 山宅孝道（やまけ・たかみち）

1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に2013年7月退職。埼玉県さいたま市で税理士登録。近著「所得税重要事例集」（共著、税務研究会）、「令和元年版 税制改正経過一覧ハンドブック」（共著、大蔵財務協会）。



法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業の活性化に資する税制措置を!

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な提言活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前(2022年より前)に黒字化目標を設定すべきである。

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○今般の消費税引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政

の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要である。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応えているとは言い難い。

○国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

○国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

○軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策

としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○平成28年度税制改正で法人実効税率「20%台」が実現(29.74%)したが、OECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○「事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設」事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成

29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとって極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になる。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に

正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

I 令和元年分の年末調整における留意事項等

復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生じる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額（以下「年調年税額」といいます。）を算出する必要があります。

○ 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に 102.1% を乗じて算出します。（100 円未満の端数は切り捨てます。）

【源泉徴収簿の年末調整欄を使用した計算】

調	差引課税給与所得金額（・・・）及び算出所得税額	・ (1,000 円未満切捨) 2,607,000	・ 163,200
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		・ 140,000
	年調所得税額（・・・、マイナスの場合は 0）		・ 23,200
	年調年税額（・・・×102.1%）		・ 23,600
整	差引超過額又は不足額（・・・）		・ 124,066
	超過額 不足額の精算	本年最後の給与から 金額	

・ ×102.1%

「年末所得税額・」欄の金額に 102.1% を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。（100 円未満の端数は切り捨てます。）

○ 注意

平成 24 年分以前の源泉徴収簿や、復興特別所得税に対応していない給与計算ソフト等の使用は、復興特別所得税の徴収漏れの原因となりますので、注意してください。

II 令和 2 年分から適用される源泉所得税に関する事項

次の主要な改正は、令和 2 年分以後の所得税について適用されますので、令和 2 年分の年末調整の際はご注意ください。

1 給与所得控除及び基礎控除に関する改正

(1) 給与所得控除の改正

- イ 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられました。
- ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられました。

(2) 基礎控除の改正

- イ 基礎控除額が 10 万円引き上げられました。
- ロ 合計所得金額が 2,400 万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が遡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされました。

2 所得金額調整控除の創設

その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える所得者で、特別障害者に該当するもの又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10% に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

3 各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額がそれぞれ 10 万円引き上げられ、次表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48 万円以下	38 万円以下
扶養親族	48 万円以下	38 万円以下
源泉控除対象配偶者	95 万円以下	85 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 (注 1)	48 万円超 133 万円以下	38 万円超 123 万円以下
勤労学生	75 万円以下	65 万円以下

(注)

- 1 配偶者特別控除の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ 10 万円引き上げられています。
- 2 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が 55 万円（改正前 65 万円）に引き下げられています。

ここに列挙したもの以外にも令和 2 年分から改正される事項があります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

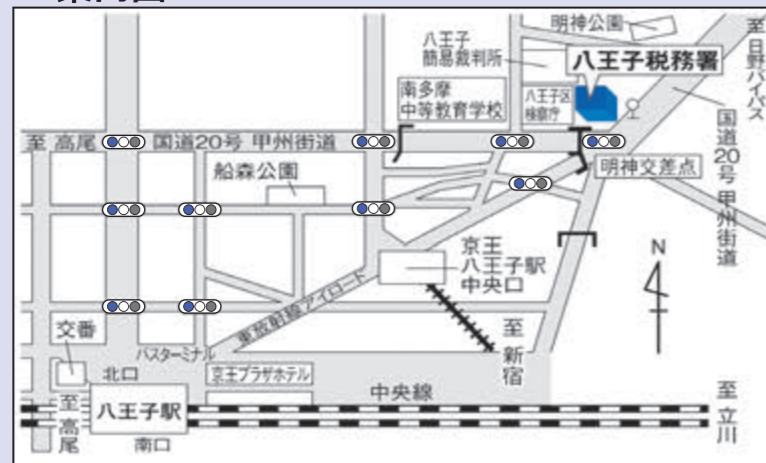
八王子税務署 庁舎移転のお知らせ

～ 新庁舎での執務開始は **令和元年11月25日(月)** です～

◇新庁舎のご案内◇

所在地	郵便番号 192-8565 八王子市明神町4丁目21番3号
電話番号	042-697-6221
アクセス	<p>〔電車でお越しの方〕 JR八王子駅(北口)下車 徒歩15分 京王線京王八王子駅(中央口、西口)下車 徒歩8分</p> <p>〔バスでお越しの方〕 日野駅行きバス「明神町」バス停下車 徒歩2分 (八王子駅北口3番のりば)</p> <p>◆お願い◆ 駐車場台数が少ないため、ご来署の際は公共交通機関をご利用ください。</p>

《案内図》



税務署が移転しても大丈夫!



< お問い合わせ先 >

八王子税務署 Tel 042-622-6291 (代表)

(『自動音声』による案内をしております。)

社長様はもちろん、
従業員の皆さまもご利用いただけます

法人会の生活習慣病健診

八王子法人会では7月と12月の2回、合計11日間にわたり、市内公共施設を会場に生活習慣病健診を実施しています。

今回は、12月に実施の3会場・計4日間の日程についてご紹介します。皆様の健康管理のため、ぜひ、お役立てください。

2019年12月実施日程

- 2日(月) 元八王子市民センター
- 5日(木) いちようホール
- 6日(金) いちようホール
- 10日(火) 由木中央市民センター



※受診にあたっては、事前のお申込が必要となります。詳しい内容については会員の皆様に別途、封書でお送りしています。

※お送りしたご案内に記載の申し込み締切日を過ぎていても定員満了でなければ受診可能な場合があります。法人会までお気軽にお問合せください。

☎042-625-4875

地区事業レポート

【恩方地区】最新工場見学バスツアーを開催しました

恩方地区では、毎年恒例となっているバスツアーを開催しました。

今年は、当会清宮副会長が代表取締役をつとめる、株式会社テージーの葦崎工場を見学しました。

2018年1月に竣工した最新工場は、清潔で機能的な設備の中で主に自動車に使われる高精度なコンプレッサー容量制御弁を製造。富士山を一望できる食堂や休憩スペースも整い働きやすい環境となっています。

見学コースは生産設備を外側からぐるりと一周できるようになっており、その様子は事務所からモニターで常時把握できる集中管理の仕組みを採用。同社の先進的な取り組みを感じさせる、まさに、憧れの工場といった雰囲気でした。

見学後は近くのぶどう畑の中にあるフレンチレストランにて昼食、ぶどう狩りと、秋の山梨を感じる充実したバスツアーとなりました。
(2019.10.9 参加22名)



開幕まで、あと8ヶ月！

オリンピック・パラリンピック 関わりのある方を大募集！

広報誌「きずな」でご紹介します！

来年7月24日の東京オリンピック開会式まであと8ヶ月あまり。八王子法人会では、広報誌「きずな」の本年12月号から来年夏まで、東京オリンピック・パラリンピック関連記事を連載していくことになりました。

関係機関からの取材による記事のほか、会員の皆さまから寄せられた情報も積極的に掲載していきたいと考えています。そこで、東京オリンピック・パラリンピックに何らかの形で、関わりのある方を募集し、誌上でご紹介することとなりました。

下記の「ご応募条件」を参照の上、皆様のご応募をお待ちしております。



ご連絡先
公益社団法人 八王子法人会
TEL : 042-625-4875 FAX : 050-3737-2192
E-mail : hojinkai@hojinkai.or.jp

*八王子法人会会員企業の代表者、役員、従業員、またはそのご家族の方で、次の①～③のいずれかに該当し、かつ、法人会からの取材に応じていただけるとともに、ご本人の写真を含め、広報誌「きずな」への掲載をご承諾いただける方。

- ① 東京2020オリンピック・パラリンピックに、選手、ボランティア、運営スタッフなどとして、直接、大会に関わっている方、または、今後、関わる事が確実な方。
 - ② 会社の業務を通して、関連施設の建設や、物品の製造・販売など、東京2020オリンピック・パラリンピックに関わっている方、または、今後、関わる事が確実な方。
 - ③ その他、ご本人、または会社が、直接、大会に関わっている方。
- ◆ ご応募いただいた件数やご応募の内容により、全てを誌上でご紹介できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ご応募条件

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると、こんなメリットが！

添付書類の提出省略
還付がスピーディー

電子申告で効率UP!

法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

受講無料

働き方改革関連法で実務がこう変わった！

同一労働同一賃金をめぐる裁判事例と新36協定への対応

■今年4月から、働き方改革関連法が施行されたことに伴い、企業では「同一労働同一賃金」や新様式となった「36協定届」などの対応に追われているのではないのでしょうか。

■そこで本セミナーでは、一日目に「労働契約法20条をめぐる有期と無期契約労働者の賃金格差」

について判例を分かりやすく解説するとともに、法改正が実務に与える影響や実務上の留意点について解説します。また、二日目に法定化された「時間外労働の上限規制」や「新36協定」などについて、注意しておきたいポイントや実務上の留意点について、分かりやすく解説します。

1 日目	■ 正規・非正規雇用労働者の待遇差における判例解説	○判例解説 (メトロコマース事件、大阪医科薬科大学事件) ○今後の実務への影響と対応
2 日目	■ 時間外労働の上限規制と新36協定への実務対応	○時間外労働の上限規制 ○労働時間の適正把握 ○新36協定と過半数代表選出方法の留意点

◇ 講師：弁護士 神内伸浩 氏 ◇ 対象者：使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方
◇ 会場：八王子労政会館2階第1会議室 ◇ 定員：100名(要事前申込・先着順)
(八王子市明神町3-5-1)
◇ 申込先：東京都労働相談情報センター八王子事務所
HP：TOKYOはたらくネット
http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/seminarform/index/menu/
電話042-643-0278 FAX 042-645-7185

※ご注意：天災等による交通機関の運行の影響により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。



八王子西 株式会社ミネトヨー住器

www.lixil-madolier.jp/5000404/ (大楽寺町・元八地区)

▼今月の笑顔は、陣馬街道を下り、大楽寺町にあります、『株式会社ミネトヨー住器』さんを訪問しました。

▼経理を担当されている小柳優さん、代表取締役の峰岸豊和さん(以下峰岸社長)にお忙しい中、笑顔で迎えていただきインタビューさせていただきました。

▼「会社設立23年になります。建築資材、メーカー資材の卸売り、工務店さんへ販売、工事を主体に行っています。当社の特徴は、同業他社では少ない、【取付工事】まで行うということです。ユニットバスなどは他社ではほぼ外注ですが、当社は自社で取り付けまで行います(峰岸社長)

▼事務、経理を担当8年になるという小柳さん、「請求書や伝票処理など日常のお金の出納を担当しています」

▼日頃心掛けていることは、との問いに「男性中心の職場のため、細かい心遣いや、皆が仕事をしやすい環境になるよう日々心掛けています」

▼「職場のイベントもあり、社員で社員旅行やバーベキュー大会など職場の社員同士の交流も盛んです」「最近、四国の高知と愛媛に行きました」「私ともう1人の女性社員の2人で企画しています」

「企画や準備は大変ですが、考えて企画するのは楽しいです」



小柳 優さん 代表取締役 峰岸豊和さん

▼「休日は、食べ歩きやブログを見ながら料理を作っています」「話題のお店を探していきます。20号線沿いにあるお店のどら焼きはおいしいです」「料理はサバ缶を使った料理を作ります」

▼「現在当社はサービス拡大中です。人材を増員し、皆様の需要に応えていきたいです」と、峰岸社長はおっしゃっていました。

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 多田 充 伸 発行日 令和元年11月5日
編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 清宮 仁 印刷 スズキ美術印刷(株)
発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町1-4-25
第44巻 第8号通 巻468号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)